

2014年度B日程入試 商法

【出題趣旨】

＜利益相反行為に係わる取締役の責任と監督・監査＞

- ①問題となっている行為が利益相反行為であることを理解していること。
- ②利益相反行為であれば、公開会社では、取締役会での承認を必要とすること。
- ③取締役の果たすべき監督義務の内容を理解していること。
- ④監査役の果たすべき監査義務の内容を理解していること。
- ⑤利益相反行為に関係する取締役の会社に対する損害賠償責任を正確に理解していること。
- ⑥以上のいずれにおいても、条文を正しく引用できていること。

【採点基準】

商法の配点は50点満点ですが、採点基準としては、(1)については35点、(2)については15点とした。

①(1)の取締役B・Cの責任等については、利益相反行為について触れていること、さらに、取締役会での監督については、取締役会の招集請求、解職等に触れていることが重要である。

すなわち、取締役会を開催して、違法な(この借入れについては、利益相反取引として、取締役会の承認を必要とする一会社法356条1項2号・365条1項(以下、引用条文はすべて会社法)が、取締役会の承認も得ていない)行為を止めるように命じる、それでも止まない場合には、代表取締役を解職する(362条2項3号)、ことに触れておく必要がある。

②(1)の監査役Dの責任等については、監査役の業務監査権限と差止請求について触れていることが必要である。

すなわち、監査役は、取締役の業務執行を監査するべきであるが(381条1項)、本件Aの違法行為に気づいた場合には、取締役会の報告し(382条)、取締役に①のような適切な措置を執るように促すべきであるが、他の取締役が何の行動も起こさないような場合には、Aの借入れ行為により会社に著しい損害が生じる場合には、当該Aの行為を止めさせるよう求め(385条)、場合によれば、Aの行為を止めさせるために業務執行禁止の仮処分決定(民事保全法23条2項)を裁判所に求めるべきであることに触れることが望ましい。ただし、最後の仮処分については触れていなくても減点の対象にはしていない。

③(2)の甲社が被った1,000万円の損害についての取締役B・Cの会社に対する賠償

責任については、423条1項および同条3項3号について触れ、同時に過失にも触れている必要がある。

すなわち、A取締役による利益相反行為につき、取締役会での承認決議にかけられたものの、B・Cが賛成したため決議が成立したのであり、B・Cの任務懈怠が推定される(423条3項3号)。そして、B・CはAによる借入金の返済が危ぶまれる状態であったにもかかわらず、担保も取らずに貸す決議に同意したのであるから、当然過失も認められる(なお、428条1項参照)ことに触れる必要がある。

【採点講評】

- ①平均点は29点で、最高点は45点であった。
- ②ほとんどの答えは利益相反には気づき、また、公開会社では取締役会の承認を必要とすることには触れていたが、他の取締役は監督義務をどのように果たすべきかを具体的に触れられていない答えが目立った。
- ③監査役については、業務監査権限について触れている答えは多かったが、具体的に何をなすべきかについて十分に触れている答えはむしろ少なかった。
- ④利益相反取引に係る取締役の会社に対する損賠賠償責任については、423条1項を挙げている答えは多かったが、任務懈怠の推定規定(423条3項)や無過失に関する規定(428条1項)を挙げて展開する答えは非常に少なかった。
- ⑤利益相反行為に係わる問題は、前から会社法上の典型的な試験問題となっている。それは、利益相反行為が特に規制されている理由を理解し、それにかかわる他の取締役の監督義務および監査役の監査義務を具体的に理解できているか否かを確認するには格好の問題だからである。取締役の監督義務や監査役の監査義務について、具体的な問題との関連で理解できるように日頃から心がけることが必要である。